

法人会 NEWS

平成24年4月27日発行

第60号

社会貢献活動

復興元年「法人会第5回市民ふれあいコンサート」開催！

陸上自衛隊音楽隊の美しい音色で830名を魅了！



まなか者で方の復化力衛回
た。コニ二さん一時トまで人々が開演する
けの開演す々仮興芸隊で三回目となる陸上
サ階んが間前から開演杯詰鑑賞しのめ賞
した。このコンサートは、登米と市隊の上
を設支術頂東北方面としての振興登音樂隊は、
招待し開いた住米と市隊は、もい市震の上の
内災文協自今木時ト一から登米祝祭劇場後サ第
しの開催しのま大六一五震域

多く願つら会えました。「本当に来年も声がひしん
迎えました。」と。法人会幹事から
に奮演の鳴の会に包まれました。中止な2曲を終
に残惜しきれました。手や束贈呈に引き続き、
花佐藤女性部会幹事からは、法人会員の方々に
お詫びの言葉を贈りました。この間、法人会員
の皆様が熱心に聴いていたり、歌を歌って楽し
んでいたり、演奏の技術を評議していました。
このコンサートは、登米と市隊は、もい市震の上の
内災文協自今木時ト一から登米祝祭劇場後サ第
しの開催しのま大六一五震域

オフィスのパソコンから
申告・納税! **e-Tax**

●電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度が創設されました。

●電子申告における第三者作成書類の添付省略措置が廃止されました。

●税理士が代座申告を行う場合には、納税者本人の電子署名を省略することができるようになりました。

法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

もっと詳しくお知りになりたい方は…

e-Tax ホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>



「第5回市民ふれあいコンサート」フォトレポート



曲芸演奏も自由自在に・・・



祝辞を述べる布施市長



開演挨拶を述べる
原野副会長



入場受付風景



見送る観衆からは
「来年もぜひ！」との声



佐藤女性部会幹事から
御礼の花束贈呈



懐かしい蘇州夜曲を
女性隊員が熱唱



アトラクション
早口ことばの1コマ



佐沼高校 J R C 委員会へ感謝状



米川小学校から提供



石越小学校から提供



明治安田生命保険
会社から提供

「地球に愛を、子どもに愛を」をテーマに、登米法人会の新たな会員活動、エコキャップ運動が地域に着実に拡大しています。平成二十一年度は、市内小学校二十三校、平成二十二年度は市内中学校九校に回収ボックスを贈呈設置し、又、会員事業所十社に設置しキャップ回収を呼び掛ける等の運動をすすめた結果、別表のとおり小・中学校、会員事業所はもとより、この運動を聞きつけた遠

くはJA栗っこ女性部、三陸町伊里前小学校などからもキャップの提供を頂くなど地域に根付いた感がいたします。

この運動の主管である青年部会では、市内幼稚園へのボックス設置のほか新たな会員事業所への設置を呼び掛けることを計画しています。

社会貢献活動 エコキャップ運動

運動の輪が着実に拡大!!

地 区	回 収・ご 提 供 先	回 数
1 追	佐沼小学校児童会	21
2 "	北方小学校児童会	8
3 "	新田小学校児童会	4
4 "	森小学校児童会	4
5 登 米	登米中学校生徒会	5
6 "	登米中学校児童会	1
7 東 和	錦織小学校児童会	7
8 "	米谷小学校児童会	4
9 "	米川小学校児童会環境福祉委員会	3
10 "	東和小学校生徒会	1
11 中 田	中田小学校児童会	2
12 "	石森小学校児童会	3
13 "	上沼小学校児童会	6
14 "	加賀野小学校児童会	2
15 "	宝江小学校青い鳥児童会	4
16 "	中田中学校生徒会	1
17 豊 里	豊里小・中学校黎明会	6
18 米 山	米山東小学校児童会	2
19 "	中津山小学校児童会環境福祉委員会	2
20 "	米岡小学校児童会ボランティア委員会	4
21 石 越	石越小学校さくら児童会	3
22 "	石越小学校生徒会	1
23 南 方	南小学校児童会	12
24 "	南方小学校ふたば児童会計画委員会	2
25 "	西郷小学校児童会	5
26 津 山	柳津小学校児童会	5
27 "	横山小学校児童会	3
28 南三陸町	伊里前小学校児童会	2
29 追	佐沼高等学校JRC委員会	2
30 追	佐沼税務署	2
31 "	(向)迫防災会	1
32 "	(南)泉精肉店	3
33 "	(神)北宮城自動車学校	3
34 "	(御)はさま喜善婦家庭紹介所	2
35 "	アーバーリード	1
36 "	(向)日立トランク	1
37 "	(向)丸政運輸	1
38 "	(神)三ヤモ電機	1
39 "	明治安田生命保険相互会社	3
40 登 米	ヤマカミ醸造(株)	2
41 中 田	ソニー・ミカル・インフォメーションデバイス(株)	1
42 "	(向)日下公三郎商店	2
43 栗原市	J A 栗っこ女性部	3



宮城県内10法人会は 公益社団法人を 目指しています



新公益法人制度 とは

新公益法人制度では、一般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督する」ともない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

一方の公益社団法人は、「公益的事業比率が支出額の50%を確保しなければならない基準を満たしている」とや行政庁が団体の行う業務や運営についての審査・監督が行われ、高い公益性と透明性が問わされることになります。

これまで法人会は社団法人として60年余の活動を通じて、税を基底に経済社会の根本利益を築いてきた誇りのもと、さらなる公益増進に寄与していく立場から、すでに公益社団法人に移行した大崎法人会、塩釜法人会について宮城県内の8法人会は公益社団法人の認定を受けるべく取り組んでいます。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。
一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督する」ともない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

一方の公益社団法人は、「公益的事業比率が支出額の50%を確保しなければならない基準を満たしている」とや行政庁が団体の行う業務や運営についての審査・監督が行われ、高い公益性と透明性が問わることになります。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。
一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督する」ともない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

せん。

この際、移行が認められなかつた場合や移行申請を行わなかつた場合は、移行期間を継つていくもので

ながら、新たな歴史の1ページを継つていくものです。

満了の日（平成25年11月30日）をもつて解散したものとみなされます。

宮城県内の法人会では、これまで検討と議論を重ね、とも共同で築き上げていくことを、法人会の責務として捉えています。

保される公益社団法人に認定されることによって、現在よりもさらに高次の社会的使命を果たし、これまでの戦後60年余に果たしてきた誇るべき歴史をもとに新たに輝かしい歴史を刻んでいくとの合意がなされました。

このため、公益社団法人に移行するにあたって、企業の正会員の外に、新たに賛助会員制度を法人会は設け、両翼を広げた活動を展開していくことにしています。

より活動の両翼を拓げ、団体に参画する企業の誇りにさらなる厚みを増していただけるよう、法人会は今、公認認定に宮城県内10法人会が一丸となつて取り組んでいます。

門戸を

賛助会員にも

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。
一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督する」ともない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。
一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督する」ともない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

せん。

（文責：社・宮城県法人会連合会）

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。
一般社団法人は、登記によつて法人格が取得でき、事業内容にも制限がなく、加えて行政庁が団体の行う業務や運営について監督する」ともない、まさに自主裁量の運営を可能にしています。

新公益法人制度では、一
般社団法人と公益社団法人とに規定されました。

せん。

（文責：社・宮城県法人会連合会）

高齢者が働きやすい職場づくりを応援します！

定年引上げ等奨励金

りが必要です。

急速な少子高齢化の進展により、日本では労働力人口の減少が見込まれています。日本の経済社会の活力を維持するためには、就労意欲の高い高年齢者が長年培ってきた経験や技能を生かし、社会の支え手として活躍していける仕組みづくり

そのためには、高年齢者に雇用の場を提供する企業の皆さんの取組が重要です。

「定年引上げ等奨励金」は、高年齢者の雇用を促進する企業の積極的な取組を、奨励金や助成金の支給により応援するものです。

豊かな経験・技能を持つ高年齢者がこれからの経済社会の支え手に

日本企業のほとんどは定年退職の制度を導入しています。多くの企業は60歳を定年としていますが、定年退職後も働きたいと希望している人は少なくありません。

内閣府の「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査（2008年）」によれば、60歳以上の人には「い

つまで働きたいか」を質問したところ、「60歳くらいまで（9.7%）」、「65歳くらいまで（19.2%）」、「70歳くらいまで（23.0%）」と答えており、「働く意欲」は、「いつまでも（36.8%）」と答えた人も含めると、約9割の人が60歳を過ぎても働きたいという意欲を持っています。

このように60歳を過ぎて働きたいという希望を持つ人が、自分の能力や経験を

独立行政法人労働政策研究・研修機構の「高年齢者の雇用・就業に関する調査」（2009年）によれば、働きたい理由で最も多いのは「経済上の理由」で、「55歳（59歳）～64歳（65歳～69歳）」の年代別にみると、年代が若いほど「経済上の理由」を上げる割合が高くなっています。

今後は平成25年度から老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢が65歳に段階的に引き上げられていくため、「60歳～64歳」の年代でも、経済上の理由により就業を希望する人はさらに増えていくものと考えられます。

中小企業の積極的な取組を支援！ 「中小企業定年引上げ等奨励金」

中小企業定年引上げ等奨励金は、より積極的に高齢者雇用に取り組んでいる中小企業に対し、奨励金を支給する制度です。

対象となるのは、企業における現行の定年年齢に応じて、次のいずれかの措置を講じ、6ヶ月以上経過している中小企業事業主（雇

生かし、年齢にかかわりなく働き続けられる社会の実現を目指し、平成16年に高年齢者雇用安定法が改正されました。

これにより、定年を65歳未満としている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するために、(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定めの廃止、の3つのいずれかの措置を講じることが事業主に義務づけられました。

現在、各企業において、高年齢者活用に向けた取組が進められており、雇用確保措置の実施済み企業は96.6%（厚生労働省の「平成22年6月1日高年齢者雇用状況報告」）に上っています。

それぞれの概要を紹介します。

しかし、「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合は46.2%、「70歳まで働ける企業」の割合は17.1%に止まっています。

高年齢者が働きやすい雇用環境を築くため、企業のより積極的な取組が今後も求められています。

そこで、厚生労働省では、「定年引上げ等奨励金」を通じて、高年齢者を積極的に活用しようとする企業の取組を応援しています。

「定年引上げ等奨励金」は、「中小企業定年引上げ等奨励金」「高年齢者職域拡大等助成金」の2つの奨励金、助成金からなっています。

用されている常用被保険者が300人以下の事業主)です。

【支給対象事業主】

- (1) 60歳以上65歳未満の定年を定めている場合
a. 65歳以上への定年の引上げ
b. 定年制の廃止
c. 希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入

- (2) 65歳以上70歳未満の定年を定めている場合
a. 70歳以上への定年の引上げ
b. 定年制の廃止
c. 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入

支給金額は、現行の定年や企業規模、どのような措置を実施したかなどによつて、異なります。

図表

また、同時に、高年齢者の勤務時間を多様化する制度を導入した事業主には一度額が加算されます。

高年齢者職域拡大等助成金

「高齢者職域拡大等助成金」は、平成23年度から新

(1)新たに希望者全員が65歳まで働く制度を導入、
(2)新たに70歳まで働く制度を導入、
(3)希望者全員が65歳まで働く制度および70歳まで働く制度のいずれも有する

たに設けられた制度です。
企業の規模を問わず、これまで働く制度を導入、
法人の設立等を行う、以上のいずれかの措置をとった企業が対象です。

あわせて、高年齢者の職域の拡大、高年齢者の雇用管理制度の構築、高年齢者の健康維持にかかる取組などをを行う場合には、(独)高齢・障害・求職者雇用支

「中小企業定年引上げ等奨励金」

実施した措置		(a) 定年の引上げ(65歳以上70歳未満)	(b) 定年の引上げ(70歳以上)または定年制の廃止	(c) 希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入	(d) 希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度の導入	高齢短時間制度*を同時導入した場合の加算額
現行の定年年齢	企業規模(被保険者数)					
60歳以上65歳未満	1~9人	40万円	80万円 [40万円]	40万円 [20万円] (20万円 [10万円])	20万円	一律20万円
	10~99人	60万円	120万円 [60万円]	60万円 [30万円] (30万円 [15万円])	30万円	
	100~300人	80万円	160万円 [80万円]	80万円 [40万円] (40万円 [20万円])	40万円	
65歳以上70歳未満	1~9人	--	40万円 [20万円]	20万円 [10万円]	--	
	10~99人	--	60万円 [30万円]	30万円 [15万円]	--	
	100~300人	--	80万円 [40万円]	40万円 [20万円]	--	

*〔 〕内の数字は、支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している64歳以上の雇用保険の常用被保険者がいない場合に支給する額。

※()内の数字は、希望者全員を対象とする65歳以上70歳未満までの継続雇用制度を導入済みの事業主が要件を満たした場合に支給する額。

※現行の定年年齢60歳以上65歳未満の事業主が、上表の(a)と(c)を満たす制度を新たに導入した場合には、(a)の額と(c)の()内の額の合計額を支給します。

*高齢短時間制度は、(a)~(d)のいずれかと併せて導入するもの。常用被保険者の申出により60歳以降の希望する日以後において、一般労働者の週所定労働時間(基準労働時間)の他、基準労働時間に比べて短い労働時間(20時間以上、基準労働時間の4分の3を下回るもの)を選択して労働

「職域の拡大等の措置」に要した費用の3分の1となります。
ただし、1年以上雇用している55歳以上の雇用保険の常用被保険者一人につきの措置の(1)(2)のいずれにも該当する場合は20万円)が上限となります。
また、合計額が500万円を超える場合は、500万円が上限となります。
10万円(「定年の引上げ等の措置」の(1)(2)のいずれにも該当する場合は20万円)が上限となります。
高年齢者職域拡大等助成金を受けるには、まず、「職域の拡大等に関する計画」を策定し、計画開始日の6か月前から3か月前までに高齢・障害・求職者支援機構へ提出し、計画の認定を受けなければなりません。
また、支給申請日の前日において「1年以上継続して雇用される60歳以上の雇用保険常用被保険者が1人以上いること」などの要件があります。

登米法人会 社団化30周年記念式典のご案内

登米法人会が、昭和57年6月に社団法人として国から認可を受け満30周年を迎えます。

これを記念し下記により記念事業を開催致しますので、是非ご出席下さいますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程 平成24年5月22日(火)
 - 15:00 記念講演会
 - 16:40 記念式典
 - 17:20 記念祝賀会

2. 会 場 ホテルサンシャイン佐沼

◇ 記念講演会 ◇

= どなたでも聴講できます =

「開運笑福!登米力アップ大作戦」

~笑顔は万策に勝る笑エネルギー~



(有)カノン・プレス・サテライト秋子塾
代表 藤原秋子氏



会員募集中 ■ 未加入法人をご紹介下さい ■

法人会は「よき経営者をめざすものの団体」として会員企業の積極的な自己啓発を支援し、健全な経営と正しい納税及び社会の健全な発展に貢献する活動を行っています。
お知り合いに、まだ会員になられていない方がおりでしたら、是非ご紹介下さいますよ。

法人会

高年齢者雇用促進事業

法人会は平成25年4月からの65歳定年義務化を前に、企業が高年齢者雇用を促進していくうえでの研修・相談、そして助成金申請手続きをサポートしていきます

宮城県内の法人会は日本の経済社会と企業の活力を維持していくため、高年齢者雇用促進を推進してまいります。

高年齢者の就業率は日本の経済社会と企業の活力を維持していくため、高年齢者雇用促進を推進してまいります。

企業の経営者、実務者を対象に、研修会や懇親会で情報交換を行うとともに、新規会員で、中の企業が四から「更なる会員登録」が実現できる取り組みを始めます。



学ぶための活用化したい企画の企画をお持ちしております。

中小企業向けの講習会やセミナーの開催企画など

社団法人 登米法人会

FAX: 0220-22-0111 / 0220-22-0120
TEL: 0220-22-0111 / URL: http://www.tome-houjinkai.com/

法人会 新会員ご紹介 平成二十三年度（敬称略）

佐沼支部

(株)農産林イーコム

トヨテツ東北(株)

シーアーツ(株)

たけかわ

H M・A

丸善商事

高橋畜産

水野 雅幸

佐々木 淳

吉孝

高橋 隆民

及川 浩

武川 浩

佐藤 隆

佐藤 孝子

梁瀬 啓

八木恵美子

佐藤 良

八木

自動車

エーゼック

東北推進工業

八木

高橋

津山町森林組合

みやざ

西條

高橋

清美

平克

津山

後藤

福子

米山支部

伊藤自動車(有)

モートン食肉(有)

伊達畜産

千葉 康雄

佐藤 次雄

伊藤 康樹

英樹

津山支部

佐藤 浩

津山

佐藤 浩



社団法人 登米法人会会員

法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい。